

# 建築関係 法令集

## 法令編

平成**25**年版 **追録**

**【ダウンロード版】**

- ①平成24年12月4日に施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律施行令」及び「同法施行規則」について、追録を発行いたします。試験の際には、本追録を参照してください。
- ②官報は、基本的に漢数字表記ですが、追録は法令集と同様、号数を除き算用数字に変換しています。内容の正確性については万全を期していますが、官報で記載された内容と異なる場合は、官報の記述が優先します。

本追録ダウンロード版はプリントアウトして試験会場へ持ち込むことはできません。

- 追録を試験会場に持ち込む場合は、総合資格学院が配布する冊子の追録をお取り寄せ頂き、ご利用ください。
- 冊子をご希望の方は、最寄りの当学院までご連絡下さい。

## 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（抄）

制定：平成 24 年 11 月 30 日 政令第 286 号

施行：平成 24 年 12 月 4 日

### 第 1 条（熱供給施設に準ずる施設）

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第 7 条第 3 項第五号イの政令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体（以下この条において「水等」という。）を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整流器、導管その他の設備（熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設を除く。）とする。

### 第 3 条（都道府県知事の同意を要する建築物）

法第 10 条第 2 項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる区域内において整備される当該各号に定める建築物とする。

- 一 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村の区域 同法第 6 条第 1 項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物
- 二 建築基準法第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く特別区の区域 次に掲げる建築物
  - イ 延べ面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第四号の延べ面積をいう。第 13 条において同じ。）が 1 万㎡を超える建築物
  - ロ その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第 51 条（同法第 87 条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定に

より都知事の許可を必要とする建築物（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により当該許可に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）

### 第 11 条（空気調和設備等）

法第 53 条第 1 項の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。

- 一 空気調和設備その他の機械換気設備
- 二 照明設備
- 三 給湯設備
- 四 昇降機

### 第 12 条（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

法第 53 条第 1 項の政令で定める建築物は、第 3 条に規定する建築物とする。

### 第 13 条（低炭素建築物の容積率の特例に係る床面積）

法第 60 条の政令で定める床面積は、低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該低炭素建築物の延べ面積の $\frac{1}{20}$ を超える場合においては、当該低炭素建築物の延べ面積の $\frac{1}{20}$ ）とする。

## 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（抄）

制定：平成 24 年 12 月 3 日 国土省令第 86 号

施行：平成 24 年 12 月 4 日

### 第 41 条（低炭素建築物新築等計画の認定の申請）

法第 53 条第 1 項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第 5 による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ロ)項に掲げる図書に代えて同表の(ハ)項に掲げる図書を提出しなければならない。

	図書の種類	明示すべき事項	
(イ)	設計内容説明書	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第54条第1項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明	
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
	配置図	縮尺及び方位	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
			空気調和設備等及び空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備（以下この表において「低炭素化設備」という。）の位置
			建築物の緑化その他の建築物の低炭素化のための措置（以下この表において「低炭素化措置」という。）
	仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種類及び寸法	
		低炭素化設備の種類 低炭素化措置の内容	
	各階平面図	縮尺及び方位	
		間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ	
		壁の位置及び種類	
		開口部の位置及び構造	
		低炭素化設備の位置 低炭素化措置	
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
	用途別床面積表	用途別の床面積	
	立面図	縮尺	
		外壁及び開口部の位置	
		低炭素化設備の位置	
		低炭素化措置	
	断面図又は矩計図	縮尺	
		建築物の高さ	
外壁及び屋根の構造			
軒の高さ並びに軒及びひさしの出			
小屋裏の構造			
各階の天井の高さ及び構造			
床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造			
各部詳細図	縮尺		
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法		
各種計算書	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容		
低炭素化措置が法第54条第1項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することの確認に必要な書類	低炭素化措置の法第54条第1項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準への適合性審査に必要な事項		
(ウ)	機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種類、仕様及び数
		空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数
		照明設備	照明設備の種類、仕様及び数
		給湯設備	給湯器の種類、仕様及び数 太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、仕様及び数 節湯器具の種類及び数

(イ)	仕様書	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種類、仕様及び数	
		昇降機	昇降機の種類、数、積載量、定格速度及び速度制御方法	
	系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先	
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先	
		給湯設備	給湯設備の位置及び連結先	
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先	
	各階平面図	空気調和設備	縮尺 空気調和設備の有効範囲 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置	
		空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺 給気機、排気機その他これらに類する設備の位置	
		照明設備	縮尺 照明設備の位置	
		給湯設備	縮尺 給湯設備の位置 配管に講じた保温のための措置 節湯器具の位置	
		昇降機	縮尺 位置	
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	縮尺 位置	
		制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法
			空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
			照明設備	照明設備の制御方法
			給湯設備	給湯設備の制御方法
	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の制御方法	
	(ハ)	機器表	空気調和設備	空気調和設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
			空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
			照明設備	照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
給湯設備			給湯器の種類、位置、仕様、数及び制御方法 太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法 節湯器具の種類、位置及び数	
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	

2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事

項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

- 3 第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

#### 第42条（低炭素建築物新築等計画の記載事項）

法第53条第2項第四号の国土交通省令で定める事項は、低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

#### 第43条（低炭素建築物新築等計画の認定の通知）

所管行政庁は、法第54条第1項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第5項の場合においては、同条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、別記様式第6による通知書に第41条第1項の申請書の副本（法第54条第5項の場合においては、第41条第1項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則第1条の3の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

#### 第44条（低炭素建築物新築等計画の軽微な変更）

法第55条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更

- 二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更（同条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

#### 第45条（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請）

法第55条第1項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第7による申請書の正本及び副本に、それぞれ第41条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、同項の表中「法第54条第1項第一号」とあるのは、「法第55条第2項において準用する法第54条第1項第一号」とする。

#### 第46条（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の通知）

第43条の規定は、法第55条第1項の変更の認定について準用する。この場合において、第43条第1項中「同条第5項」とあるのは「法第55条第2項において準用する法第54条第5項」と、「同条第4項」とあるのは「法第55条第2項において準用する法第54条第4項」と、同条第2項中「別記様式第6」とあるのは「別記様式第8」と、「法第54条第5項」とあるのは「法第55条第2項において準用する法第54条第5項」と読み替えるものとする。

平成25年版

## 建築関係法令集【法令編】追録 ダウンロード版

平成25年4月15日 発行 非売品

編集 総合資格学院 編集責任者：東 善哉  
小川一裕／中川和之

発行 株式会社 総合資格

発行人 岸 隆司

〒163-0057 東京都新宿区西新宿1-26-2

電話 (03) 3340-6711（内容に関する問い合わせ先）

(03) 3340-6714（販売・プレゼントに関する問い合わせ先）

URL <http://www.shikaku.co.jp/>

※本書の一部または全部を無断で複写、複製、転載、あるいは電子媒体などに入力することを禁じます。

※落丁、乱丁はお取り替え致します。